証券コード7899
2021年11月29日

株　主　各　位

愛知県愛知郡東郷町諸輪北山158番地89
MICS化学株式会社
代表取締役社長　大　塚　茂　樹

臨時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申しあげます。

（新型コロナウイルス感染防止に関するお願い）

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染防止の観点から、本株主総会につきましては、事前に書面（郵送）又はインターネットによる方法にて議決権をご行使いただき、株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申しあげます。

お手数ですが、議決権の行使につきましては、3頁から4頁に記載の「議決権行使方法のご案内」をご確認のうえ行っていただきますようお願い申しあげます。

なお、本株主総会でのお土産はご用意しておりませんので、何卒ご理解賜りますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　2021年12月14日（火曜日）午前10時

２．場　　所　名古屋市千種区覚王山通八丁目18番地
ホテル　ルブラ王山　２階「金鯱」
（末尾の「株主総会会場のご案内図」をご参照くださいますようお願い申しあげます。）

３．目的事項

決議事項

第１号議案　定款一部変更の件

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件

第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

第５号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

第６号議案　取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

第７号議案　監査等委員である取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.c-mics.com/）に掲載させていただきます。

議決権行使方法のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。

①書面（郵送）にて行使される場合



行使期限
2021年12月13日（月曜日）午後５時45分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

②インターネットにより行使される場合

行使期限
2021年12月13日（月曜日）午後５時45分まで



当社の指定する議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご送信ください。詳細につきましては、次頁をご覧ください。

議決権行使ウェブサイト：https://www.web54.net

③株主総会にご出席される場合

株主総会日時
2021年12月14日（火曜日）午前10時開催
(受付開始は午前９時を予定しております)



当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。
株主総会当日は、こちらの「招集ご通知」をお持ちください。

書面（郵送）とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。
なお、インターネットによる方法で複数回数議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使について

ＱＲコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1　議決権行使書用紙右下に記載のＱＲコードを読み取ってください。



※「ＱＲコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2　以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は１回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがＰＣ向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※ＱＲコードを再度読み取っていただくと、ＰＣ向けサイトへ遷移できます。

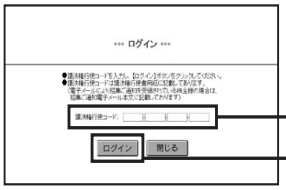
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　https://www.web54.net

1　議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



2　議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



3　議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



4　以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート　専用ダイヤル
電話番号：0120－652－031（フリーダイヤル）
（受付時間　9：00～21：00）

株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行いたしたく存じます。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行い、併せて監査役の責任免除の規定の削除に伴う経過措置として附則を設けるものであります。

また、迅速な意思決定と機動的な業務執行の実現を目的として、重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる旨の規定の新設を行います。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　　更　　案
第１章　総　　則	第１章　総　　則
第１条～第３条　（条文省略）	第１条～第３条　（現行どおり）
（機関）	（機関）
第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。	第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
（１）取締役会	（１）取締役会
（２）監査役	（２）監査等委員会
（３）監査役会	（削　　除）
（４）会計監査人	（３）会計監査人
第５条～第17条　（条文省略）	第５条～第17条　（現行どおり）

現　行　定　款	変　　更　　案
第４章　取締役および取締役会	第４章　取締役および取締役会
（取締役の員数）	（取締役の員数）
第18条　当会社の取締役は、７名以内とする。	第18条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、７名以内とする。
（新　　設）	２　当会社の監査等委員である取締役は、４名以内とする。
（取締役の選任方法）	（取締役の選任方法）
第19条　取締役は、株主総会において選任する。	第19条　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。
２　（条文省略）	２　（現行どおり）
３　（条文省略）	３　（現行どおり）
（新　　設）	４　当会社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。
（取締役の任期）	（取締役の任期）
第20条　取締役の任期は、選任後１年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	第20条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

現　行　定　款	変　　更　　案
（新　　設）	2　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新　　設）	3　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
（新　　設）	（補欠の監査等委員である取締役の予選決議） 第21条　補欠の監査等委員である取締役の選任にかかる決議が効力を有する期間は、当該決議後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
第21条～第22条　（条文省略）	第22条～第23条　（現行どおり）
（取締役会の招集通知） 第23条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	（取締役会の招集通知） 第24条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
第24条　（条文省略）	第25条　（現行どおり）

現　行　定　款	変　　更　　案
（新　　設）	（重要な業務執行の決定の委任） 第26条　当会社は、会社法第399条の13第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
（取締役会議事録） 第25条　取締役会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。	（取締役会議事録） 第27条　取締役会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。
（取締役会規程） 第26条　（条文省略）	（取締役会規程） 第28条　（現行どおり）
（報酬等） 第27条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	（報酬等） 第29条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。
（取締役の責任免除） 第28条　（条文省略）	（取締役の責任免除） 第30条　（現行どおり）

現　行　定　款	変　　更　　案
第５章　監査役および監査役会	（削　　除）
（監査役の員数）	
第29条　当会社の監査役は、４名以内とする。	（削　　除）
（監査役の選任方法）	
第30条　監査役は、株主総会において選任する。	（削　　除）
２　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	（削　　除）
（監査役の任期）	
第31条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	（削　　除）
２　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	（削　　除）

現　行　定　款	変　　更　　案
（常勤の監査役） 第32条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	（削　　除）
（監査役会の招集通知） 第33条　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	（削　　除）
（監査役会議事録） 第34条　監査役会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。	（削　　除）
（監査役会規程） 第35条　監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。	（削　　除）
（報酬等） 第36条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	（削　　除）

現　行　定　款	変　　更　　案
（監査役の責任免除） 第37条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。	（削　　除）
２　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間に、同法第423条第１項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。	（削　　除）

現　行　定　款	変　　更　　案
（新　　設）	第５章　監査等委員会
	（常勤の監査等委員）
（新　　設）	第31条　監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。
	（監査等委員会の招集通知）
（新　　設）	第32条　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
	（監査等委員会議事録）
（新　　設）	第33条　監査等委員会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。
	（監査等委員会規程）
（新　　設）	第34条　監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

現　行　定　款	変　　更　　案
第６章　計算	第６章　計算
第38条～第41条　（条文省略）	第35条～第38条　（現行どおり）
（新　　設）	附　則 （監査役の責任免除に関する経過措置） 当会社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議をもって、2021年12月14日開催の臨時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の同法第423条第１項の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行し、取締役全員（５名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）６名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件といたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	大塚茂樹（おおつかしげき） （1958年６月24日）	1981年５月　ソニー㈱宮株式会社（現 ソニーグローバルマニュファクチャリング&オペレーションズ株式会社）入社 2008年８月　Sony Technology(Thailand)Co.,Ltd. Ayutthaya TEC Director 2012年８月　Sony EMCS(Malaysia)Sdn.Bhd. PG-TEC Deputy TEC President 2017年７月　当社代表取締役社長（現任） 2019年６月　エイワファインプロセシング株式会社代表取締役社長（現任）	26,523株
2	※ 荒木勝俊（あらきかつとし） （1971年８月24日）	2002年６月　当社入社 2016年５月　当社大阪営業所長 2020年５月　当社名古屋営業所長（現任） 2021年５月　当社営業部担当部長（現任）	―
3	※ 原川剛一郎（はらかわこういちろう） （1975年６月16日）	2004年11月　当社入社 2010年12月　ｴｲﾜﾌｧｲﾝﾌﾟﾛｾｼﾝｸﾞ株式会社に出向 2014年11月　当社管理部経営戦略課課長 2019年５月　当社管理部担当部長 2019年７月　当社管理部長（現任）	―
4	丸山等（まるやまひとし） （1960年１月12日）	1983年８月　株式会社山泉商会（現　株式会社イズミック）入社 2006年１月　株式会社イズミック本店長 2006年８月　同社取締役 2013年４月　同社常務取締役営業本部長 2013年７月　当社取締役（現任） 2015年３月　盛田エンタプライズ株式会社　取締役（現任） 2018年１月　株式会社イズミック　専務取締役営業本部長（現任）	―

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
5	後藤（ごとう）　もゆる （1971年５月９日）	2003年４月　司法修習生 2004年10月　弁護士登録（愛知県弁護士会） 2008年10月　後藤・鈴木法律事務所入所 2015年７月　当社社外取締役（現任） 2018年１月　後藤・鈴木法律事務所パートナー就任（現任）	900株
6	安川（やすかわ）　喜久夫 （1950年８月14日）	1974年４月　株式会社住友銀行（現　株式会社三井住友銀行）入行 2005年７月　株式会社三重銀行（現　株式会社三十三銀行）常務執行役員 2012年６月　同行代表取締役専務兼専務執行役員 2013年６月　三重銀総合リース株式会社（現　三十三リース株式会社）代表取締役社長 2015年６月　三精テクノロジーズ株式会社監査役（現任） 2016年５月　株式会社ゲノム創薬研究所代表取締役社長（現任） 2021年７月　当社社外取締役（現任）	―

（注）１．※印は、新任の取締役候補者であります。
２．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
３．所有する当社の株式数には、ＭＩＣＳ化学役員持株会における持分は含まれておりません。
４．丸山等氏、後藤もゆる氏および安川喜久夫氏は、社外取締役候補者です。なお、後藤もゆる氏につきましては、職業上使用している氏名を上記のとおり表記しておりますが、戸籍上の氏名は児堀もゆる氏です。
５．当社は、後藤もゆる氏および安川喜久夫氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額です。なお、当該契約については後藤もゆる氏および安川喜久夫氏が社外取締役の間は継続される内容となっております。
６．後藤もゆる氏および安川喜久夫氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしているため、独立役員として同取引所に届け出ており、両氏が取締役に選任された場合、引き続き独立役員とする予定です。
７．当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその業務の遂行に伴う行為に起因して損害賠償請求された場合、損害賠償金および争訟費用を当該保険契約により塡補することとしております。各候補者は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

なお、取締役候補者とした理由等は以下のとおりです。

候補者番号	氏　　名	選任理由および社外取締役に期待される役割の概要
1	おお　つか　しげ　き 大　塚　茂　樹	2017年７月から当社代表取締役社長を務めており、経営の指揮および監督を適切に行っています。また、ソニー関連会社での経営経験を活かし、経営者としての手腕と豊富な経験、グローバルビジネスにも高い見識を有しています。持続的な企業価値向上の実現のため、その経営手腕と優れたリーダーシップを発揮することを期待するものと判断し、取締役選任をお願いするものであります。
2	あら　き　かつ　とし 荒　木　勝　俊	主要営業所である本社および大阪営業所長職で培ってきた幅広い知識と経験を有しています。営業部門担当部長を兼任し新製品の市場開発に尽力・貢献しており、当社の事業拡大、更なる企業価値の向上に貢献するものと判断し、取締役選任をお願いするものであります。
3	はら　かわ　こういちろう 原　川　剛一郎	管理部部長として、当社の経営戦略・人事総務・経理を統括しており、幅広い経験と見識を有しています。ＤＸ推進の責任者としても基盤構築に尽力・貢献しており、経営の効率化による更なる企業価値向上に貢献するものと判断し、取締役選任をお願いするものであります。
4	まる　やま　　ひとし 丸　山　　等	盛田エンタプライズ株式会社の取締役、株式会社イズミックの専務取締役営業本部長を務めており、今後も当社における経営に豊富な知識と経験が活かされることを期待し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。
5	ご　とう 後　藤　もゆる	弁護士としての豊富な経験と専門知識を有しており、主にコンプライアンスの観点から有益な助言を期待して、社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお同氏は、直接経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。また、同氏の当社での社外取締役在任期間は本総会終結の時をもって６年４ヶ月となります。
6	やす　かわ　きくお 安　川　喜久夫	株式会社ゲノム創薬研究所の代表取締役社長、過去には株式会社三重銀行（現 株式会社三十三銀行）の代表取締役専務兼専務執行役員、三重銀総合リース株式会社（現 三十三リース株式会社）の代表取締役社長を務め、企業経営に関与した豊富な経験と知見を有しており、その知見や経験に基づいた助言や監視を期待して、社外取締役としての選任をお願いするものであります。また、同氏の当社での社外取締役在任期間は本総会終結の時をもって４ヶ月となります。

第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	※ 早川康司（はやかわこうじ） (1963年９月24日)	1986年４月　株式会社住友銀行（現　株式会社三井住友銀行）入行 2001年４月　株式会社三井住友銀行国際業務部部長代理 2013年７月　同社ｸﾞﾛｰﾊﾞﾙ・ｱﾄﾞﾊﾞｲｻﾞﾘｰ部部長 2016年６月　同社新興国戦略本部アジア事業部 PT Oto Multiartha Managing Director 2021年５月　同社ｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽ部上席推進役	―
2	※ 佐原司郎（さはらしろう） (1957年７月13日)	1981年４月　株式会社三井銀行（現　株式会社三井住友銀行）入行 2011年６月　盛田エンタプライズ株式会社　社長付財務担当部長 2012年３月　同社取締役財務部長 2012年７月　当社社外監査役（現任） 2013年３月　盛田エンタプライズ株式会社　常務取締役 2016年３月　株式会社イズミック取締役（現任） 2018年１月　盛田エンタプライズ株式会社　専務取締役（現任）	―
3	※ 中神邦彰（なかがみくにあき） (1964年８月12日)	1997年４月　公認会計士登録 中神邦彰公認会計士事務所開設 1997年６月　税理士登録（名古屋税理士会） 中神邦彰税理士事務所開設 2017年７月　当社社外監査役（現任）	―

（注）１．※印は、新任の監査等委員である取締役候補者であります。

２．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

３．早川康司氏は、金融機関出身者であり、財務等専門分野に関する長年の経験から、財

務および会計に関する相当程度の知見や、コンプライアンスの相当程度の知見を有していることから、取締役選任をお願いするものであります。

4．佐原司郎氏および中神邦彰氏は、社外取締役候補者であります。

5．佐原司郎氏は、金融機関出身者であり、財務等専門分野に関する長年の経験から、財務および会計に関する相当程度の知見を有しており、その知見や経験に基づいた助言や監視を期待し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。また、中神邦彰氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しており、その知見や経験に基づいた助言や監視を期待し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。また、中神邦彰氏は、直接経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。

なお、佐原司郎氏の当社社外監査役在任期間は本総会終結の時をもって８年４ヶ月、中神邦彰氏の当社社外監査役在任期間は本総会終結の時をもって３年４ヶ月となります。

6．当社は、中神邦彰氏との間で会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しておりますが、社外取締役として選任された場合は、改めて契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額といたします。

7．当社は、中神邦彰氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしているため、独立役員として同取引所に届け出ており、同氏が監査等委員である取締役に選任された場合、引き続き独立役員とする予定であります。

8．当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその業務の遂行に伴う行為に起因して損害賠償請求された場合、損害賠償金および争訟費用を当該保険契約により塡補することとしております。各候補者は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、2011年７月27日開催の第42期定時株主総会において、年額120百万円以内とご承認いただき今日に至っております。つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を引き続き年額120百万円以内とさせていただきたいと存じます。本議案に係る報酬額は取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職責に照らして相当であると判断しております。

なお、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する具体的金額、支給の時期等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

現在の取締役は５名（うち社外取締役２名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第１号議案および第２号議案が原案どおり承認可決されますと、６名（うち社外取締役３名）となります。

なお、本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第５号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、現行の監査役の報酬額である、2011年７月27日開催の第42期定時株主総会において定められました年額15百万円以内と同額の報酬額を監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬額とさせていただきたいと存じます。本議案に係る報酬額は、監査等委員である取締役の職責に照らして相当であると判断しております。

なお、各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等は、監査等委員である取締役の協議にご一任願いたいと存じます。

また、本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第１号議案および第３号議案が原案どおり承認可決されますと３名となります。

なお、本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第６号議案　取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、第４号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件」において、年額120百万円以内とご承認をお願いしておりますが、今般、取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主のみなさまとの一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いするものであります。

本議案に基づき当社の対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額10百万円以内とさせていただきたいと存じます。本議案に係る報酬額は対象取締役の職責に照らして相当であると判断しております。また、各対象取締役への支給時期および具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、上記の譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、2019年７月26日開催の第50期定時株主総会においてご承認いただいた、当社の取締役（社外取締役および非常勤取締役を除く。）に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額と同じ内容としております。

第１号議案「定款一部変更の件」および第２号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、対象取締役の員数は３名となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる普通株式の総数は年20千株以内（ただし、本議案の決議の日以降、当社の普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）または株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる総数の上限の調整を必要とする場合には、この総数の上限を合理的に調整できるものとする。）とし、１株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。これによる当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を

締結するものとします。

(1)譲渡制限期間

対象取締役は、30年間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2)譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該取締役が、当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に取締役の地位を喪失した場合、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(3)本割当株式の無償取得

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役会が正当と認める理由以外の理由により退任した場合等、本割当契約で定める一定の事由に該当した場合には、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(2)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4)組織再編等における取り扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の効力発生日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、この場合、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5)その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示および通知の方法、本割当契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

なお、本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

第７号議案　監査等委員である取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の監査等委員である取締役の報酬等の額は、第５号議案「監査等委員である取締役の報酬額設定の件」において、年額15百万円以内とご承認をお願いしておりますが、監査等委員である取締役（社外取締役を除く。以下、「対象監査等委員」という。）と株主のみなさまとの一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、当社の対象監査等委員に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いするものであります。

本議案に基づき当社の対象監査等委員に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額５百万円以内とさせていただきたいと存じます。本議案に係る報酬額は対象監査等委員の職責に照らして相当であると判断しております。

なお、本議案に係る対象監査等委員の員数は、第１号議案「定款一部変更の件」および第３号議案「監査等委員である取締役３名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、１名となります。

また、対象監査等委員は、当社の取締役会決議に基づき、本議案および監査等委員である取締役の協議により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年10千株以内（ただし、本議案の決議の日以降、当社の普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）または株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる総数の上限の調整を必要とする場合には、この総数の上限を合理的に調整できるものとする。）とし、１株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象監査等委員に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。なお、対象監査等委員への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定するものとします。

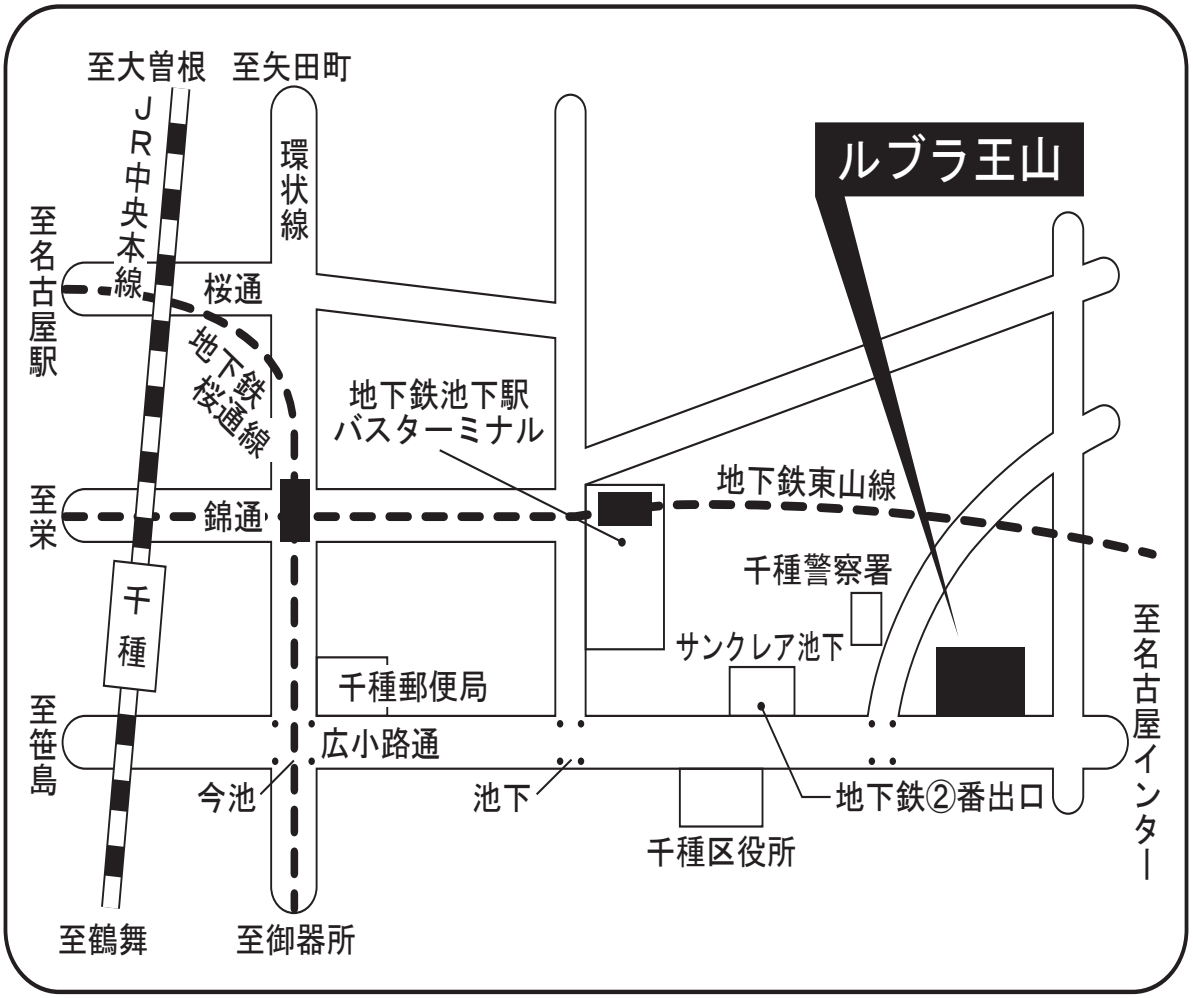
これによる当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象監査等委員との間で、第６号議案「取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件」に記載の譲渡制限付株式割当契約に準じた内容の譲渡制限付株式割当契約を締結するものとします。

なお、本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

以　上

株主総会会場のご案内図

会　　場　名古屋市千種区覚王山通八丁目18番地
ホテル　ルブラ王山　２階「金鯱」
電話（052）762-3151（代表）
交通機関　地下鉄東山線・池下駅下車　徒歩３分



FSC
www.fsc.org
ミックス
責任ある木質資源を使用した紙
FSC® C013080

VEGETABLE OIL INK